

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などがあります。

国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居でなくても加入できる場合あり)に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

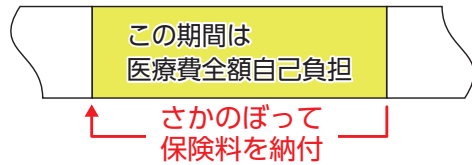
就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず14日以内に国保医療課に届け出てください。届け出に必要なものは表をご覧ください。

■加入手続きが遅れると

届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって

保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

(例) 令和8年1月に会社を辞めて、
令和8年5月に
国保の加入届け出をした場合
令和8年1月(国保加入資格発生) 令和8年5月(届け出をしたとき)



■交通事故にあった時も届け出を

交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険を使って治療を受けていただけます(一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します)。

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
加入する場合	八幡市に転入したとき	転出証明書
	子どもが生まれたとき	親子(母子)健康手帳、本人確認書類
	他の健康保険等を脱退したとき	健康保険等の脱退証明書
脱退する場合	生活保護が廃止されたとき	保護廃止決定通知書
	八幡市から転出するとき	資格確認書等(※)
	家族が死亡したとき	資格確認書等(※)、死亡を証明するもの
その他	他の健康保険等に加入したとき	資格確認書等(※)、新しい健康保険等に加入したことを証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	資格確認書等(※)、保護開始決定通知書
	市内転居、氏名変更、世帯主変更	資格確認書等(※)
	資格確認書等の紛失や汚れて使えなくなったとき	本人確認書類
	修学のため、家族がほかの市町村に住むとき	資格確認書等(※)、在学証明書

◆届け出には個人番号(マイナンバー)の記入が必要となるため、マイナンバーカードまたは個人番号通知書(通知カード)と本人確認書類(運転免許証等)を提示してください。代理人が届け出を行う時は、前述のものとおわせて、委任状と代理人の本人確認書類も必要です。
※資格確認書等とは、資格確認書またはマイナ保険証をいいます。

☎国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

市税・国民健康保険料の納付について

市税・国民健康保険料は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。期限内に納付をお願いします。

■納付方法

①口座振替

口座振替を希望される場合は、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(金融機関には同依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。また、同依頼書の郵送を希望される場合は、担当課へご相談ください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

※残高不足等により口座振替ができなかった場合は、後日送付する督促状兼納付書を持って、金融機関窓口等で納付してください。

②スマートフォン決済アプリ

▶対象アプリ PayPay、au PAY、d払い、FamiPay、AEO N Pay、PayB、楽天ペイ
利用方法等の詳細は、こちらの二次元コードから。



③納付書

【市税・府民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税・軽自動車税】

市役所や全国の金融機関、コンビニで納付することができます。

【国民健康保険料】

市役所や特定の金融機関、コンビニで納付することができます。

※取扱金融機関やコンビニは、納付書の裏面をご確認ください。

④地方税統一QRコード(eL-QR)

パソコンやスマートフォンを使って市民税・

■市税・国民健康保険料の納期

固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
市・府民税(普通徴収)	6月・8月・10月・12月
軽自動車税	6月
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税のみ「地方税お支払サイト」(令和8年9月から「eLお支払サイト」へ名称変更予定)からクレジットカード(手数料が必要)やネットバンキング(手数料がかかる場合あり)等による納付も可能です。

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



納期限が過ぎた場合は京都地方税機構へ移管

納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と府内25市町村(京都市を除く)で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

納付が困難なときは

災害や病気・けが、失業などにより、納期限までに納付が困難な場合は、納税通知書が届いてから第1期納期限(固定資産税は6月1日<月>)、市・府民税(普通徴収)、軽自動車税と国民健康保険料は6月30日<火>)までに担当課へご相談ください。
※内容により、京都地方税機構で相談いただく場合があります。

☎市税に関すること = 税務課市民税係 (☎983-2481)、国民健康保険料に関すること = 国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

自動車税の納期限は6月1日(月)

自動車税は京都府から納税通知書を5月上旬に郵送します。納期限は6月1日(月)までです。金融機関やコンビニ、京都府の納税窓口、各種キャッシュレス納税にて納付をお願いします。

※障がいのある人のための減免制度があります。要件や必要書類等の詳細はお問い合わせください。
※市から送付する軽自動車税の納税通知書は6月上旬に送付します。

☎京都府山城広域振興局税務課 (☎0774-23-5400)